

和歌山市議会政務活動費交付金に関する基本指針

政務活動費は、地方自治法第100条第14項から第16項の規定により、和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例及び施行規則並びに和歌山市議会政務活動費使途基準細目で、その交付額や使途基準などが定められており、和歌山市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されます。

したがって、交付された政務活動費は、調査研究その他の活動に要する経費に対して適切に支出されなければなりません。

政務活動費の支出にあたっては、政務活動は多岐にわたると考えられますが、政務活動費は公費であるため、当該活動は市政との関連性があることが前提となります。加えて、政務活動費の趣旨を踏まえ、合理性及び必要性があり、かつ当該支出金額が社会通念上相当と認められる範囲であることが必要です。

また、本市においては、条例の規定により、政務活動費が和歌山市議会における会派に対して交付されていることから、政務活動費を充当することのできる調査研究その他の活動は、会派が行う調査研究その他の活動であることが条件です。

このことから、会派として実施する調査研究その他の活動を会派に所属する議員が分担して行う場合に限り、個々の議員が実施する調査研究その他の活動へ政務活動費を充当することができます。

和歌山市議会政務活動費使途基準細目

2013/4/1

項目	経費	主な費用	支出できるもの	支出できないもの
研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は他の団体等が開催する研究会若しくは研修会への会派としての参加に要する経費	資料等の印刷費、会場費、講師謝金、参加費、会費、交通費、旅費、宿泊費その他必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費(市外出張に伴う旅費は、和歌山市職員等旅費支給条例に基づく) ※自家用車利用の場合は、上記運賃の範囲内 ○交通費(市内移動に伴う自動車燃料代として、総支払額の50%を認める 駐車場代は100%を認める) ○車借上料(バス、タクシー等の実費分) ※移動において、公共交通機関の利用を原則とするが、その利用が困難な場合、急を要する場合、議員に身体的な支障がある場合、高齢化に伴う運転技術の低下等、タクシーを利用する合理的な理由がある場合にはこれを利用できる ○会場使用料(マイク、プロジェクター等を含む) ○講師謝金 ○研修会等参加者負担金・会費 ○研修会後の講師を招いた食事代 ※1人5,000円以内(和歌山市当初予算積算基準表に準ずる) ○政務活動として確たる主旨をもつ会議等への参加に要する食事代 ※1人5,000円以内(和歌山市当初予算積算基準表に準ずる) ○政治団体の主催する研修及び視察への参加費、交通費、旅費、宿泊費等(政党は除く) ○その他必要と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○政務活動とは関連性の薄い個人的な資格で加入している団体の会費等 ○議員のみの飲食費 ○食事を主たる目的とした会合への参加に要する経費 ○自家用車の維持管理費 ○支出調書が作成されていないもの(交通費を除く)
調査費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査及び調査委託に要する経費	資料等の印刷費、交通費、旅費、宿泊費、調査委託料その他必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車リース料(月額50%を認める ただし、年間上限30万円以内) ○旅費(市外出張に伴う旅費は、和歌山市職員等旅費支給条例に基づく) ※自家用車利用の場合は、上記運賃の範囲内 ○交通費(市内移動に伴う自動車燃料代として、総支払額の50%を認める 駐車場代は100%を認める) ○車借上料(バス、タクシー等の実費分) ※移動において、公共交通機関の利用を原則とするが、その利用が困難な場合、急を要する場合、議員に身体的な支障がある場合、高齢化に伴う運転技術の低下等、タクシーを利用する合理的な理由がある場合にはこれを利用できる ○海外視察(調査先は限定しないが、支度料は認めない) ○視察先への土産代(調査先現地における説明者や移動車両提供者に対する土産代) ○調査委託(コンサルタント委託)に要する経費 ○その他必要と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○自家用車の維持管理費 ○リース契約等に伴う違約金 ○支出調書が作成されていないもの(交通費、自動車リース料を除く)

項目	経費	主な費用	支出できるもの	支出できないもの
広報費	会派が行う活動又は市政について住民に報告するために要する経費	広報紙、報告書等の印刷費、文書通信費、会場費、茶菓子代、電子媒体の作成費及び運営費その他必要な経費	○広報紙等の作成及び送付に要する経費(切手・葉書を含む) ○電子媒体の作成及び運営に要する経費 ○会場使用料(マイク・プロジェクター等を含む) ○会議に伴う湯茶、茶菓子 ○車借上料(バス、タクシー等の実費分) ※移動において、公共交通機関の利用を原則とするが、その利用が困難な場合、急を要する場合、議員に身体的な支障がある場合、高齢化に伴う運転技術の低下等、タクシーを利用する合理的な理由がある場合にはこれを利用できる ○その他必要と認められるもの	○支出調書が作成されていないもの
広聴費	会派が行う住民からの市政若しくは会派の活動に対する要望及び意見の聴取又は住民相談等の活動に要する経費	資料等の印刷費、文書通信費、会場費、茶菓子代その他必要な経費	○会場使用料(マイク、プロジェクター等を含む) ○アンケート等の送付に要する経費(切手・葉書を含む) ○会議に伴う湯茶、茶菓子 ○交通費(市内移動に伴う自動車燃料代として、総支払額の50%を認める 駐車場代は100%を認める) ○電話代(固定電話、携帯電話)は、総支払額の50%を認める ○自動車リース料(月額50%を認める ただし、年間上限30万円以内) ○車借上料(バス、タクシー等の実費分) ※移動において、公共交通機関の利用を原則とするが、その利用が困難な場合、急を要する場合、議員に身体的な支障がある場合、高齢化に伴う運転技術の低下等、タクシーを利用する合理的な理由がある場合にはこれを利用できる ○その他必要と認められるもの	○自家用車の維持管理費 ○支出調書が作成されていないもの(交通費、電話代、自動車リース料を除く)
要請・陳情活動費	会派が要請及び陳情を行うために必要な経費	要請書、陳情書等の印刷費、文書通信費、交通費、旅費、宿泊費その他必要な経費	○旅費(市外出張に伴う旅費は、和歌山市職員等旅費支給条例に基づく) ※自家用車利用の場合は、上記運賃の範囲内 ○交通費(市内移動に伴う自動車燃料代として、総支払額の50%を認める 駐車場代は100%を認める) ○車借上料(バス、タクシー等の実費分) ※移動において、公共交通機関の利用を原則とするが、その利用が困難な場合、急を要する場合、議員に身体的な支障がある場合、高齢化に伴う運転技術の低下等、タクシーを利用する合理的な理由がある場合にはこれを利用できる ○要請書、陳情書等の印刷及び送付に要する経費 ○その他必要と認められるもの	○自家用車の維持管理費 ○支出調書が作成されていないもの(交通費を除く)

項目	経費	主な費用	支出できるもの	支出できないもの
会議費	会派が行う各種会議又は団体等が開催する意見交換会等の各種会議への会派としての参加に要する経費	資料等の印刷費、会場費、参加費、交通費、旅費、宿泊費その他必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費(市外出張に伴う旅費は、和歌山市職員等旅費支給条例に基づく) ※自家用車利用の場合は、上記運賃の範囲内 ○交通費(市内移動に伴う自動車燃料代として、総支払額の50%を認める 駐車場代は100%を認める) ○車借上料(バス、タクシー等の実費分) ※移動において、公共交通機関の利用を原則とするが、その利用が困難な場合、急を要する場合、議員に身体的な支障がある場合、高齢化に伴う運転技術の低下等、タクシーを利用する合理的な理由がある場合にはこれを利用できる ○会議資料等の印刷に要する経費 ○会場使用料(マイク、プロジェクター等を含む) ○意見交換会等への参加に要する経費 ○政務活動として確たる主旨をもつ会議等への参加に要する食事代 ※1人5,000円以内(和歌山市当初予算積算基準表に準ずる) ○会議に伴う湯茶、茶菓子 ○その他必要と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○政務活動とは関連性の薄い議員としての交際又は個人的な支出 ○議員のみの飲食費 ○食事を主たる目的とした会合への参加に要する経費 ○自家用車の維持管理費 ○支出調書が作成されていないもの(交通費を除く)
資料作成費	会派が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費	印刷製本費、翻訳料、事務機器の購入費又はリース料その他必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ○研究、研修、調査、広報、広聴、要請・陳情、会議等の報告書等の作成に要する経費 ①印刷費 ②写真代 ③文書コピー代 ④パソコン・デジタルカメラ等の事務機器の購入又はリースに要する経費(パソコンは1人1台+各会派の議会運営委員会委員数 ただし、1期4年で償却とする) ⑤事務機器の消耗品及び修繕に要する経費 ⑥インターネット使用に要する経費(自宅については総支払額の50%を認める) ⑦翻訳に要する経費 ○その他必要と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○政党の宣伝活動に供する経費 ○選挙活動の資料作成費 ○リース契約等に伴う違約金 ○支出調書が作成されていないもの
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	新聞、雑誌等の購読料、書籍購入費、有料データベース利用料その他必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ○政務活動に要する法律・文献等の図書、雑誌、報告書等の購入費(磁気データ等を含む) ○新聞購読料(スポーツ紙は除く) ○その他の図書、雑誌、報告書、新聞等で合理的な説明ができるもの ○新聞、図書等の有料データベース利用料 ○その他必要と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○所属政党等の図書、雑誌、報告書、新聞等 ○政務活動と関連性の薄い、又は趣味の色彩の濃いもの ○支出調書が作成されていないもの

項目	経費	主な費用	支出できるもの	支出できないもの
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用するために要する経費	給料、諸手当、賃金その他必要な経費	○賃金等雇用するために必要な経費	○会派の事務処理のための人件費 ○秘書的な人件費 ○支出調書が作成されていないもの
事務所費	会派が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所の賃借料、維持管理費、備品購入費、事務機器の購入費又はリース料その他必要な経費	○賃借料 ○維持管理費(光熱水費等) ○備品購入費(事務所の形態を整えるために必要な最低限度の備品類) ○事務機器購入費及びリース代(コピー機、電話機、FAX等) ○電話代(固定電話)は、総支払額の50%を認める ※後援会事務所等を兼ねた事務所(自宅敷地内を含む)については、可能な限り事務所の賃貸借契約、電話、ガス、水道等の契約を分離することが望ましいが、手続き的に困難な場合は、現に政務活動に充てられている実態に応じて按分するものとする ○その他必要と認められるもの	○自宅事務所の維持管理費 ○リース契約等に伴う違約金 ○政務活動を行うための環境整備(エアコン、冷蔵庫等)への充当は認めない ※住居等を兼ねた事務所の光熱水費及び賃借料へは政務活動費を充当しないものとする ○支出調書が作成されていないもの(電話代を除く)